

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示		ページ
○保安林の指定予定の通知	(治山林道課)	1
○保安林の解除予定の通知 (2件)	(〃)	1
○公共測量の実施の通知	(用地対策課)	1
○公共測量の終了の通知	(〃)	1
公 告		
○換地処分届出 (土佐清水市松尾地区 土地改良事業共同施行)	(農業基盤課)	1
その他		
○令和元年度行政書士試験の合格者	(法 務 課)	1

告 示

高知県告示第45号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年1月31日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町烏手字石神越347
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第46号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年1月31日

高知県知事 濱田 省司

- 解除予定に係る保安林の所在場所
安芸郡東洋町野根字北向山乙3314の7、乙3315の3、乙3315の4、乙3315の6
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第47号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年1月31日

高知県知事 濱田 省司

- 解除予定に係る保安林の所在場所
安芸郡東洋町野根字北向山乙3314の6、乙3315の5
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

高知県告示第48号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和2年1月8日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年1月31日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（用地測量）
- 作業期間
令和2年1月14日から同年2月28日まで
- 作業地域
長岡郡本山町下関地内

高知県告示第49号

国土交通省四国地方整備局中筋川総合開発工事事務所長から令和元年7月高知県告示第208号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和元年11月29日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年1月31日

高知県知事 濱田 省司

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定により、土佐清水市松尾地区土地改良事業共同施行から松尾地区（松尾換地区）の換地処分を令和2年1月8日に行った旨の届出があった。

令和2年1月31日

高知県知事 濱田 省司

そ の 他

令和元年11月10日に実施した令和元年度行政書士試験の合格者は、次のとおりである。

令和2年1月31日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長

多賀谷 一照

受験番号

- 7 7 1 0 0 1 6
- 7 7 1 0 0 2 0
- 7 7 1 0 0 2 1
- 7 7 1 0 0 2 5
- 7 7 1 0 0 3 0
- 7 7 1 0 0 3 4
- 7 7 1 0 0 3 6
- 7 7 1 0 0 4 2
- 7 7 1 0 0 4 9
- 7 7 1 0 0 6 7
- 7 7 1 0 0 7 1
- 7 7 1 0 0 7 3
- 7 7 1 0 0 9 0
- 7 7 1 0 0 9 3
- 7 7 1 0 1 2 1
- 7 7 1 0 1 2 9
- 7 7 1 0 1 4 6